

「我が国の旧ソ連諸国向け 非核化協力事業について」

- I. 旧ソ連非核化協力委員会の概要
- II. 非核化 4 委員会で実施済みなし計画中のプロジェクト
- III. 「大量破壊兵器及び物質の拡散に対する G8 グローバル・パートナーシップ」及び事業の実施に関する「指針」の概要と評価

2002 年 7 月 23 日

旧ソ連非核化協力委員会の概要

1. 旧ソ連非核化支援とは

核兵器の安全な廃棄及び関係する環境問題の解決の支援に係る協力を行う。そのために、日本と旧ソ連4ヶ国（ロシア、ベラルーシ、ウクライナ、カザフスタン）との間で二国間協定（行政取極）に基づく委員会を設立し、各種プロジェクトを実施する。

2. 経緯

92年7月 ミンサミット：「我々は、核兵器の廃棄の結果生じる核物質の平和的利用を確保するためのロシアの努力を支援する。」（政治宣言）

93年4月 宮沢総理による支援表明：「旧ソ連諸国の核兵器の確実な廃棄に協力するため、約1億ドルの無償支援を供与する」

（ロシア支援G7合同閣僚会合：於東京）

93年10月 ～94年3月	日本と4ヶ国の二国間協定を締結し、各委員会発足（ロシア（10月）、ベラルーシ（11月）、ウクライナ、カザフスタン（94年3月））	日露核兵器廃棄協力委員会	日・ベラルーシ核不拡散協力委員会	日・ウクライナ核兵器廃棄協力委員会	日・カザフスタン核兵器廃棄協力委員会
------------------	--	--------------	------------------	-------------------	--------------------

94年3月	4ヶ国に対し計117億円を拠出	81億9000万円	5億8500万円	17億5500万円	11億7000万円
-------	-----------------	-----------	----------	-----------	-----------

〔核物質の貯蔵、平和利用研究、ミサイル燃料廃棄、環境汚染対策等を想定〕

99年6月 小淵総理、ケルンサミットにて、旧ソ連非核化支援のため総額2億ドル相当のプロジェクト協力を表明（首脳コミュニケは「拡大脅威削減の国際的パートナーシップを構築する」旨言及）。

2000年3月	4ヶ国に対し133億9680万円の拠出（これと93年拠出分の未使用分をあわせ総額2億ドル相当）	121億9680万円	1億2000万円	4億8000万円	6億円
---------	---	------------	----------	----------	-----

〔原子力潜水艦の処理、廃棄〕

3. 現状

第一に、本件委員会の活動に透明性が確保されていないという問題、及び第二に、特に日露委員会について、プロジェクト執行が停滞し多額の執行残があるという問題が存在。このため、現在、抜本的見直しを行っているところ。

非核化4委員会で実施済めないし計画中のプロジェクト

<ロシア>

1. 緊急事態対処機材（放射能漏れ事故等の緊急事態に対処するための機材（放射能測定装置等）供与（実施取決め内容につきロシア側と協議中）
2. 低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」（41億5千万円、2000年4月完了）
3. 原潜解体支援

（ウラジオストク近郊で行われているロシアの退役原子力潜水艦の処理及び廃棄を支援する事業）

現在、

- （1） 鉄道改修
（使用済み核燃料を搬出するための鉄道改修）
- （2） ヴィクター級原潜解体
（パイロット・ケース）
- （3） 使用済核燃料積替施設
（使用済燃料を原潜から搬出、一時貯蔵、輸送容器に搬入する施設）

の3つのプロジェクトの実施計画についてロシア側と交渉を継続中。

ロシア側に実施計画を提示するために事前にプロジェクト・スタディーを実施。

<ウクライナ>

1. 核物質管理制度確立支援（外部からの進入・接触より核物質を防護するシステムの供与等）（5.3億円、2000年12月完了）
2. 第一次医療機材支援（5.9億円、95年6月完了）
3. 第二次医療機材支援（3.9億円、98年8月完了）
4. 第三次医療機材支援（0.9億円、01年6月完了）
5. 第四次医療機材支援（3.1億円、01年6月完了）

<カザフスタン>

1. 核物質管理制度確立支援（5.3億円、98年3月完了）
2. ESR（被曝者の歯の放射能量測定）供与（0.9億円、97年2月完了）
3. 医療機材供与（4.5億円、97年8月完了）
4. 遠隔医療診断システム支援（0.7億円、99年8月完了）

<ベラルーシ>

1. 核物質管理制度確立支援（2.4億円、96年9月完了（計量管理）、98年1月完了（核物質防護））
2. 訓練センター機材供与（3.1億円、99年2月完了）

「大量破壊兵器及び物質の拡散に対する G 8 グローバル・パートナーシップ」
及び事業の実施に関する「指針」の概要と評価

平成 14 年 6 月 28 日
外 務 省

1. 本構想の概要及び評価

- (1) G 8 首脳は、6 月 26、27 日のカナダ・サミットにおいて、大量破壊兵器、すなわち核、化学、放射性、生物の各兵器、及びその関連物資等の拡散防止を主たる目的として、「大量破壊兵器及び物質の拡散に対する G 8 グローバル・パートナーシップ」を発表した。
- (2) これは、まずロシアを対象に、不拡散、軍縮、テロ対策及び環境を含む原子力安全に関連するプロジェクトを協力して実施することを内容とするもの（G 8 以外の諸国に対しても、本構想への参加を呼びかけている）。本構想の下で、G 8 は、今後 10 年間にわたって、200 億米ドルを上限に資金調達を行うことを努力目標として掲げた。また、G 8 は、協力事業の円滑な実施を図るために、事業の実施に関する「指針」を策定した。
- (3) 本構想は、安全保障、テロ対策を含む不拡散、環境保全の 3 点で大きな意義があり、G 8 首脳が協調して取り組むことに合意したことは高く評価できる。

2. 「指針」の意義と我が国の貢献

- (1) 「指針」の意義
我が国がその必要性を強く主張し、本パートナーシップと併せて G 8 首脳が合意した「指針」は、責任の所在、十分な協力の必要性、評価のための G 8 調整メカニズムの設置を定めるとともに、アクセス確保、税金免除、免責保証等の点で必要な措置を講じることが明記されている。従来我が国を含めた各国が行ってきたこの分野での対露協力において直面してきた諸困難を解決し、具体的事業を円滑に実施していく上で、本「指針」は極めて重要であり、実効的に機能することを期待する。
- (2) 我が国の貢献
小泉総理は、サミットの場合において、協力事業の実施上の困難が解決されることが協力の前提である旨しっかり述べた上で、我が国の貢献を発表した。具体的には、当面、2 億ドル余の貢献を行うこととし、その内 1 億ドルを余剰兵器プルトニウム処分のために G 8 が新たに設立する国際機関に拠出することとした。将来、我が国が協力するのに適当なプロジェクトがあれば、更に実質的な貢献を検討する考えである。

(参考1)「指針」(「新規または拡張された協力事業に関する指針」)のポイント

各国が、不拡散等の義務の履行に関し第一義的責任を有し、全面的協力を行うことにコミット。

現場への十分なアクセスの確保等のため、モニタリング、監査、及び透明性に関する効果的な措置等につき相互に合意が必要。各事業毎に中間目標を策定。税金免除、賠償請求からの免責保証、特権免除など必要な措置をとる。

G8は、本イニシアティブの下での事業の進捗を毎年評価するための調整メカニズムを設置。

ロシアにおける事業に地理的に焦点を絞る。ロシアは、本パートナーシップ内での義務及び必要な事項の実施に第一義的責任を有する。

旧ソ連諸国を含め、ガイドラインを受け入れる用意のあるいかなる他の国とも交渉に入る用意がある。

(参考2) 余剰兵器プルトニウム処分に関する国際機関構想

米露核軍縮交渉等の結果を受けて、ロシアが削減する核兵器から生じるプルトニウムについて、G8が今後新たに多数国間の枠組み(国際機関)を設置し、その処分作業を行わせようとの構想。2000年の九州・沖縄サミットで初めてその考えが打ち出され、本年6月のG8外相会合において発出された議長声明でも、標記国際機関に係る交渉を2003年に完了する旨述べている。

以上